

独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果(概要)

—政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」—

〔平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に
関する評価の結果等についての意見〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(＝一次評価)を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:阿曾沼元博・順天堂大学客員教授・澁志会がん医療グループ代表)は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(＝二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒ 意見の具体例は、P. 4～17を参照。

1 平成22年度業務実績評価に対する意見(二次評価)について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人等(※)の平成22年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの。

(※) 独立行政法人104法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(1) 二次評価の主な視点(平成22年5月31日委員会決定)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上による業績の増進、国民に対するサービスの質の向上を志向した評価が行われているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制等に関する評価が適切に行われているか。

(2) 今年度の二次評価における具体的取組

上記の評価の視点に沿って法人のミッションを踏まえた評価を行うことを基本にしつつ、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、特に、内部統制や保有資産を始めとした昨年度の指摘事項等のフォローアップに留意しながら、二次評価を効果的・効率的に実施。

2 意見の概要

(1) 府省評価委員会に対する共通意見

ア 内部統制の充実・強化

- 今回は、法人の長のマネジメントに関する、①重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底、②ミッション等の達成を阻害する要因（リスク）の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応についてフォローアップ
 - 昨年度の評価結果では言及されていなかった法人の多くで今回は言及されており、内部統制に関する評価はおおむね定着
 - 今後は、内部統制の更なる充実・強化を図る必要があるため参考となる主な留意点、取組を提示
- ①組織にとって重要な情報等の把握
 - 業務執行ライン以外からの情報伝達の仕組みの整備 等
 - ②法人のミッションの役職員に対する周知徹底
 - 各役職員における自らの職務の位置付け（何のためにその職務を行うのか）、重要性の認識
 - トップと現場等における双方向の意思疎通 等
 - ③リスクの洗い出し、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応

（注）独立行政法人における内部統制＝「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」（「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告」（平成22年3月公表））

イ その他

- 基本方針への対応等：○基本方針の指摘事項に基づく法人の取組に係るフォローアップの継続実施等
- 震災に関連した評価：○被災者支援や復旧・復興対応の取組の場合 ⇒ 法人のミッションとの関係に留意
○業績低下等による目標未達成業務の場合 ⇒ 震災との関係を精査

（注）基本方針＝「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）

2

(2) 府省評価委員会に対する個別意見

（合計53事項について指摘）

① 昨年度の二次評価意見等で指摘した事項の取組状況に係る評価に不十分な点があるため、的確な評価を行うべき。

- ✓ 医薬品医療機器総合機構（厚生労働省評価委員会）
 - ✓ 水産大学校等（農林水産省評価委員会）
 - ✓ 自動車事故対策機構等（国土交通省評価委員会）
- など7法人（5評価委員会）

② 評価結果について、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確・不十分等であるため、分かりやすい評価等を行うべき。

- ✓ 北方領土問題対策協会（内閣府評価委員会）
 - ✓ 国際交流基金等（外務省評価委員会）
 - ✓ 国立文化財機構、日本学術振興会（文部科学省評価委員会）
 - ✓ 国立国際医療研究センター等（厚生労働省評価委員会）
 - ✓ 農畜産業振興機構等（農林水産省評価委員会）
 - ✓ 港湾空港技術研究所等（国土交通省評価委員会）
- など37法人（8評価委員会）

③ 法人に対して効率性・生産性の向上の視点等に立った業務運営の改善等を促すような評価を行うべき。

- ✓ 情報通信研究機構（総務省評価委員会）
 - ✓ 日本貿易保険、原子力安全基盤機構等（経済産業省評価委員会）
- など9法人（3評価委員会）

3

3 意見の具体例

①昨年度の二次評価意見等で指摘した事項の取組状況に係る評価に不十分な点があるため、的確な評価が求められる例

医薬品医療機器総合機構(厚生労働省)

○昨年度の二次評価意見等に沿って目標未達成の要因分析等を踏まえた厳格な評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目:業務の迅速な処理及び体制整備 【評定:S(中期計画を大幅に上回っている)】 (委員会の評定理由) 総審査期間(中央値)については、新医薬品の優先品目は目標10か月に対して実績9.2か月、通常品目は目標16か月に対して実績14.7か月、後発医療用医薬品は行政側期間の目標10か月に対して実績6.9か月、一般用医薬品は行政側期間の目標8か月に対して実績4.0か月、医薬部外品は行政側期間の目標5.5か月に対して実績5.2か月といずれも目標を大きく上回っており、増員と研修等による質の向上策の効果がでてきているものと高く評価する。 また、新医薬品審査の承認件数について、優先品目は20件、通常品目は92件であり、承認件数全体として増加していることも高く評価する。	医薬品の承認審査事務については、平成21年度及び22年度の当委員会の意見として、貴委員会に対し、「<u>目標未達の場合における要因分析と改善策を法人に明らかにさせた上で、法人の取組について厳格に評価を行うべきである。</u>」との指摘を行っている。 貴委員会の評価結果をみると、「総審査期間(中央値)」については、新医薬品の優先品目は目標10か月に対して実績9.2か月、通常品目は目標16か月に対して実績14.7か月などいずれも目標を大きく上回っている」ことをもって「S」評定(中期計画を大幅に上回っている)としている。しかしながら、新医薬品の通常品目の審査期間のうち申請者側期間については、平成22年度目標の5か月に対して実績が6.4か月と<u>目標値を下回っているにもかかわらず、法人において目標未達要因の分析や改善策が明らかにされておらず、このことに対する貴委員会の言及もない。</u> 今後の評価に当たっては、総審査期間だけでなく、申請者側期間や行政側期間それぞれの目標の達成状況を確認し、実績が目標値を下回った場合には、<u>その要因分析及び改善策を明らかにさせた上で、法人の取組について厳格な評価を行うべきである。</u>

4

水産大学校(農林水産省)

○昨年度の二次評価意見に沿った分析に基づく厳格な評価が必要

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見																									
評価項目:就職対策の充実 【評定:A(計画に対して業務が順調に進捗している)】 ・ H22年度卒業・修了者の就職率96.4%は厚労省HPによるH22年度大学就職率91.1%(過去最低水準)を大きく上回っており、きめ細かな就職対策が功を奏した結果と評価できる。 また、水産業及びその関連分野への就職率も本科、専攻科、水産学研究科それぞれで、目標の75%を超えており、評価できる。さらに昨今、エンジニア系の場合、大学院を修了して就職することが普通であり、本校を卒業して進学する者も増えていくことは自然である。進学者の内、水産分野への進学率が90.3%と高い率となっていることは、本校の目的に合致していると評価できる。 ・ 全卒業者に占める水産関連分野への進学若しくは就職割合が80%を超えており、高い水準にあると評価できる。 (参考)平成22年度卒業・修了者の進路状況 (単位:%) <table><tr><th></th><th>水産関連進学率</th><th>水産関連就職率</th><th>就職率</th><th>水産関連分野進学・就職</th></tr><tr><td>本科</td><td>90.1</td><td>80.9</td><td>95.9</td><td>82.8</td></tr><tr><td>専攻科</td><td>0</td><td>77.2</td><td>100</td><td>77.2</td></tr><tr><td>研究科</td><td>100</td><td>81.8</td><td>84.6</td><td>71.4</td></tr><tr><td>総合計</td><td>90.3</td><td>79.6</td><td>96.4</td><td>80.8</td></tr></table>		水産関連進学率	水産関連就職率	就職率	水産関連分野進学・就職	本科	90.1	80.9	95.9	82.8	専攻科	0	77.2	100	77.2	研究科	100	81.8	84.6	71.4	総合計	90.3	79.6	96.4	80.8	水産業及びその関連分野への就職については、第2期中期目標において、「大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取り組みを充実させ、水産業及びその関連分野への就職割合が75%以上確保されるよう努める。」とされている。 これについては、<u>昨年度の当委員会意見</u>において「水産業を担う人材を育成するという本法人の目的に照らして適切な評価を行う観点から、<u>水産業及びその関連分野への就職割合の算定方法を見直し、進学者のうち水産分野への進学率等を考慮した評価を行うべきである。</u>」との指摘を行っている。貴委員会の評価結果をみると、当委員会の指摘を踏まえ、本科、専攻科、研究科全卒業者に占める水産関連分野への進学及び就職割合(以下「水産関連分野進学・就職割合」という。)等を基に評価し、「A」評定(計画に対して業務が順調に進捗している)としているものの、<u>研究科における「水産関連分野進学・就職割合」(71.4パーセント)が目標の75パーセントを下回ったことに対する評価が行われていない。</u> 今後の評価に当たっては、学科ごとの人材育成に関する適切な取組を促す観点から、<u>本科、専攻科、研究科それぞれの「水産関連分野進学・就職割合」についても、厳格に評価を行うべきである。</u>
	水産関連進学率	水産関連就職率	就職率	水産関連分野進学・就職																						
本科	90.1	80.9	95.9	82.8																						
専攻科	0	77.2	100	77.2																						
研究科	100	81.8	84.6	71.4																						
総合計	90.3	79.6	96.4	80.8																						

5

自動車事故対策機構(国土交通省)

○「勧告の方向性」に沿ったコスト要因分析、業務運営の改善等の適切性に関する評価が必要

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評定項目:交通遺児等への生活資金の貸付 【評定:(A)】 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、債権回収率90.8%を確保した。 なお、効果的な債権回収の取組として、債権管理規程に基づき、債権の適正な管理を図る目的から、状況に応じて債権を分類し、管理している。効果的な債権回収を図るため、延滞等の問題が生じ又は生じる可能性のある債権について調査・把握することにより、状況に応じた回収方策を講じた。 また、平成22年5月に実施した主管支所担当職員研修において資金の貸付及び貸付金の債権管理等に関する業務を行う事故対策推進員も招集し、債権回収の充実を図るための債権回収マニュアルについて意見交換を行い、債権回収も健全育成支援の一環との認識に立って、債権回収マニュアルの一部手続きの追加要領を作成した。 これらの取組により着実な実施状況にあると認められる。	生活資金貸付業務については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成18年11月27日)の「第2 融資等業務の見直し」において、「<u>生活資金貸付業務については、人件費、債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、それを踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図るものとする。</u>」との指摘を行っている。また、本法人の第2期中期計画においても、「<u>債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図る</u>」こととされている。 本法人は、平成19年度及び20年度において債権回収経費等のコスト要因分析及びその結果を踏まえた業務運営等の見直しによるコスト削減を行っていたものの、20年度までにコスト要因分析を完了したことを理由として<u>21年度以降コスト要因の分析を行っておらず、また、貴委員会の評価結果をみると、そのことについて指摘していない。</u> 今後の評価に当たっては、生活資金貸付業務の効率化を図る観点から、当委員会の指摘に沿って、<u>債権回収経費等のコスト要因分析及びその結果を踏まえた業務運営等の見直しによる更なるコスト削減の取組を促し、その適切性について評価を行うべきである。</u>

6

②評価結果について、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確・不十分等であるため、分かりやすい評価等が求められる例

北方領土問題対策協会(内閣府)

○事業効果の検証結果等に基づく事業の見直しの適切性に関する評価が必要

内閣府評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目:総合評価 北方領土問題等に関する調査研究は、計画どおり実施され、適宜ホームページ等で公表するなどの努力が行われていると認められる。なお、こうした調査研究について、既存の研究成果の収集と把握が行われることを期待したい。	北方領土問題等に関する調査研究事業については、第2期中期計画(平成20年度から24年度)において、調査研究結果を国民に対して分かりやすく情報提供するだけではなく、「<u>事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る</u>」こととされている。 貴委員会の評価結果をみると、当該調査研究事業については、計画どおり実施され、ホームページ等で公表されたことだけをもって評価が行われており、<u>事後における実施効果の検証結果等に基づく事業の見直し状況についての評価は行われていない。</u> 今後の評価に当たっては、調査研究事業の的確な見直しを促す観点から、個々の調査研究の実施効果を客観的かつ適切に測ることが可能な指標を早急に設定させた上で、<u>成果の低い事業や必要性の低下した事業の積極的な改廃が適切に行われているか評価を行うべきである。</u>

7

国際交流基金(外務省)

○明確な目標値の設定により評定や評価の理由・根拠が明らかになるような評価が必要

外務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目:施設・設備の運営・改修 【評定:ハ(中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画どおり順調である)】 日本語国際センター、関西国際センターとも稼働率は一定の水準を達成し、図書館の来館者数も<u>昨年度と同水準で推移するなど、中期計画の実施状況は順調</u>である。 評価項目:国際交流に関する情報の収集・提供及び事業の積極的広報 【評定:ハ(中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画どおり順調である)】 昨年度の「をちこち」休刊にかわって発行した「<u>をちこちウェブマガジン</u>」へのアクセスが相応のレベルに達していること、JFICライブラリーの入館者数、貸出冊数が順調に伸びていること、サービス対象者の満足度も高いことから、<u>事業の実施は順調</u>といえる。	日本語国際センター及び関西国際センターに設置されている図書館の来館者数について、貴委員会では、「<u>昨年度と同水準で推移するなど、中期計画の実施状況は順調である</u>」と評価している。 しかしながら、これらの<u>図書館の来館者数については、目標値が設定されておらず</u>、また、平成22年度の来館者数をみると、日本語国際センターについては、21年度の19,691人から19,744人へと微増しているが、<u>関西国際センターについては、21年度の16,202人から15,836人へと減少</u>していることから、<u>昨年度と同水準で推移していることをもって順調と評価することの妥当性が不明である</u>。 また、本法人では、経費削減及びより広範な情報提供を目的として、平成21年12月をもって定期刊行物である「<u>をちこち</u>」を休刊とし、<u>22年8月から「をちこちウェブマガジン」を公開</u>している。 同ウェブマガジンへのアクセス件数についての貴委員会の評価結果をみると、「<u>をちこちウェブマガジン</u>」へのアクセスが相応のレベルに達している」と評価している。 しかしながら、<u>同ウェブマガジンへのアクセス件数を年間に換算すると約39,000件となり、休刊した「をちこち」の年間発行部数(42,000部)と比べ少なくなっている実態からみると、貴委員会が、アクセスが相応のレベルに達しているとしていることの根拠が不明である</u>。 今後の評価に当たっては、<u>国際センターに設置されている図書館への来館者数の目標値及び「をちこちウェブマガジン」のアクセス件数の目標値を明らかにさせた上で、評価を行うべきである</u>。

8

国立文化財機構(文部科学省)

○目標の達成度を測るために必要となる情報の的確な把握、詳細な分析に基づく評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見																																				
評価項目:展示の充実 【評定:A(中期計画どおり、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている)】 評価基準(評価指標)の一部 ○ 平常展を魅力あるものとし、<u>再来館者を増加させたか</u>。 分析・評価 ○ 集客などの経営努力は必要であるが、<u>展示の充実は来館者数では判断できない</u>。むしろ日本文化の向上、教育普及等の博物館の使命達成のため構築された展示内容も評価すべきである。 [参考] 国立博物館入場者数の推移(平常展) <table><tr><th></th><th>18年度</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr><tr><td>東京国立博物館</td><td>361,773</td><td>334,297</td><td>412,675</td><td>330,536</td><td>373,068</td></tr><tr><td>京都国立博物館</td><td>146,752</td><td>165,080</td><td>141,965</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>奈良国立博物館</td><td>137,739</td><td>131,336</td><td>112,849</td><td>136,672</td><td>71,566</td></tr><tr><td>九州国立博物館</td><td>501,540</td><td>341,282</td><td>241,423</td><td>544,661</td><td>274,545</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,147,804</td><td>971,995</td><td>908,912</td><td>1,011,869</td><td>719,179</td></tr></table> (注) 1 京都国立博物館は、H21・22年度は平常展示館の建替工事のため休館 2 東京国立博物館及び奈良国立博物館は、H22年度に耐震工事のため一部を休館		18年度	19	20	21	22	東京国立博物館	361,773	334,297	412,675	330,536	373,068	京都国立博物館	146,752	165,080	141,965	0	0	奈良国立博物館	137,739	131,336	112,849	136,672	71,566	九州国立博物館	501,540	341,282	241,423	544,661	274,545	合計	1,147,804	971,995	908,912	1,011,869	719,179	文化財の展示の充実に係る評価指標の一つである博物館の入場者数について、<u>貴委員会の評価結果をみると、平成20年度は「入場者数は、ミュージアムでは重要な評価指標であり、より詳細な分析が望まれる」としているところであるが、21年度及び22年度の評価結果においては、<u>入場者数に係る詳細な分析が明らかとなっていない</u>。</u> また、平常展を魅力あるものにし、再来館者の増加を図るとした目標を掲げながら、各館における<u>再来館者が増加したか否かについて、評価結果において言及されていない</u>。 今後の評価に当たっては、<u>入場者数に係る詳細な分析に基づく評価を行うべきである</u>。
	18年度	19	20	21	22																																
東京国立博物館	361,773	334,297	412,675	330,536	373,068																																
京都国立博物館	146,752	165,080	141,965	0	0																																
奈良国立博物館	137,739	131,336	112,849	136,672	71,566																																
九州国立博物館	501,540	341,282	241,423	544,661	274,545																																
合計	1,147,804	971,995	908,912	1,011,869	719,179																																

9

日本学術振興会(文部科学省)

○法人における検討状況を的確に把握しその妥当性を明らかにした評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目:大学等における研究環境の国際化支援事業の評価と改善 【評定:A(中期計画どおり、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている)】 ◆評価基準(評価指標)の一部 ○ <u>海外研究連絡センターについては、個々の必要性をゼロベースで検証しているか。</u> ○ <u>北京及びバンコクセンターについては他の研究開発法人等と共有化するなど海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化について検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得ているか。(事務・事業の見直し)</u> ◆分析・評価 ○ 大学国際化支援海外連絡本部において、<u>海外研究連絡センターの必要性や見直しの方向性についての検討を実施し、北京研究連絡センターにおいて引き続き大学等の国際化及び海外展開に資するため、大学等の海外事務所としてのスペースの提供・共同利用を推進したこと、バンコク研究連絡センターにおいて(独)日本学生支援機構バンコク事務所との共用化について合意したことは評価できる。</u>	本法人は、海外事務所として<u>10海外研究連絡センター</u>を有しているが、貴委員会は、これらのセンターの全てについて、「個々の必要性をゼロベースで検討しているか」との視点に立って、<u>本法人における各センターの必要性や見直しの方向性に関する検討状況について評価を行っているとしている。</u> しかしながら、貴委員会の評価結果においては、<u>本法人におけるこれらの検討状況や、その検討結果が妥当であると判断した理由が明らかにされていない。</u> 今後の評価に当たっては、各海外研究連絡センターについて、<u>本法人における検討状況を的確に把握し、その理由の妥当性について明らかにすべきである。</u>

10

国立国際医療研究センター(厚生労働省)

○評定の考え方や根拠等を明らかにした厳格な評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目:その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供 【評定:S(中期計画を大幅に上回っている)】 (委員会の評定理由) 海外渡航前健診とワクチン接種などの渡航相談及び帰国後の疾患治療を行った。また、ミャンマー難民受入れに伴う健康診断や診療の実施、総合感染症後期研修プログラムによる研修の実施などは、<u>国際医療研究センターならではの取り組みであり、高く評価する。</u>	「その他医療政策の一環として、<u>センターで実施すべき医療の提供</u>」に関する評価項目については、法人ならではの取組として「海外渡航者に対するワクチン接種やミャンマー難民への受入協力、総合感染症に関する研修」を実施したことをもって、「S」評定(中期計画を大幅に上回っている)としているが、中期計画において、<u>目標達成度を測るべき定量的な指標が明らかでないため、中期計画を大幅に上回る実績を単年度で確実に上げたと言えるかどうか不明である。</u> 今後の評価に当たっては、法人で実施すべき取組に係る適切な指標を設定させた上で、<u>評定の考え方や根拠等を明らかにした厳格な評価を行うべきである。</u>

11

農畜産業振興機構(農林水産省)

○事業目的に沿った適切な指標に基づく評価が必要

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目:総合評価 【評定:A】 野菜関係業務については、生産者補給交付金等の迅速な交付に努めたほか、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、全国規模の生産者と実需者との交流会等の開催等に積極的に取り組んだことにより、契約取引において一定の成果に結びついている。 評価項目:野菜関係業務(契約取引の拡大に向けた取組) 【評定:a(取り組みは十分であった)】	全国規模の交流会及び現地交流会の開催について、貴委員会の評価結果をみると、延べ133ブースの出展及び866名の参加があったこと等をもって、「a」(取り組みは十分であった)評定としているが、<u>交流会を開催したことによる成果である商談件数については明らかにされておらず、評価も行われていない。</u> 今後の評価に当たっては、当該交流会の目的に沿った適切な取組を促す観点から、評価対象事業年度末等、特定の時点における<u>商談件数等についても明らかにさせつつ、評価を行うべきである。</u>

12

港湾空港技術研究所(国土交通省)

○施設の役割・ミッションを踏まえた厳格な評価が必要

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
効果的な研究体制の整備 【評定結果:SS】 (評定理由) - 高度化、多様化する研究ニーズに迅速かつ効果的に対応するため、研究センターの改編など研究体制の見直しを図り、限られた人数で効率的な研究が行われていることは高く評価できる。具体的には、津波災害が太平洋沖で頻発している状況を受けて、<u>タイムリーに津波防災センターをアジア・太平洋沿岸防災研究センターに改編している。このことは、東北地方太平洋沖地震・津波後において、迅速な災害調査活動を展開し、他機関に先駆けて調査成果を挙げることに繋がっており、極めて高く評価できる。</u> - さらに、国内の研究活動だけでなく、海外との研究機関との連携を図りながら、アジア太平洋など国外に関する研究活動も行っており、実績としても非常に評価されている。 - このように、研究センターの改編や横断的な研究が可能となる研究領域制の活用などにより、東北地方太平洋沖地震・津波等災害発生時の災害調査研究、羽田空港再拡張プロジェクトの完成に向けた技術支援が積極的になされていることは高く評価できる。 ※「津波防災センター」の正式名称は、「津波防災研究センター」である。	効果的な研究体制の整備について、貴委員会の評価結果をみると、「高度化、多様化する研究ニーズに迅速かつ効果的に対応するため、研究センターの改編など研究体制の見直しを図り、限られた人数で効率的な研究が行われていることは高く評価できる。具体的には、津波災害が太平洋沖で頻発している状況を受けて、タイムリーに津波防災センターをアジア・太平洋沿岸防災研究センターに改編している。このことは東北地方太平洋沖地震・津波後において、迅速な災害調査活動を展開し、他機関に先駆けて調査成果を挙げることに繋がっており、極めて高く評価できる」等として「SS」評定(「特筆すべき優れた」実績を上げている)としている。 しかしながら、アジア・太平洋沿岸防災研究センターは、<u>国内外の沿岸地域における地震・津波等の災害及び被害の軽減に関する研究について、高度化・多様化する研究ニーズに迅速に対応するために改編した組織であり、東北地方太平洋沖地震・津波への対応は本来のミッションであることから、このことをもって、「SS」評定とし、中期目標・年度計画において想定していた範囲を量的かつ質的にはるかに超えて事前には実現することが極めて困難と考えられた実績を上げているとの説明にはならない。</u> 今後の評価に当たっては、アジア・太平洋沿岸防災研究センターについて、<u>その役割・ミッションを精査の上、評定の理由、根拠等を明らかにし、厳格な評価を行うべきである。</u>

13

③ 法人に対して効率性・生産性の向上の視点等に立った業務運営の改善等を促すような厳格な評価が求められる例

情報通信研究機構(総務省)

○過去の指摘内容に対する措置状況を明らかにした評価が必要

総務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目:ユニバーサルプラットフォーム技術に関する研究開発 【評定:A(中期目標を十分に達成)】 【評価結果の説明】 ・ 統合システムを用いた社会実験を実施した。 ・ 2次元通信技術では、これまでの試作システムを活用して、総合評価実験の実施、精度検証を実施した。 ・ しぐさや視線などの非言語情報を用いたコミュニケーション技術は、言語や文化のバリアを超えたユニバーサルコミュニケーションのために必須である。 ・ 界面がネットワークとして機能する2次元通信は、フレキシブルな情報通信のために必須である。 ・ 実証システムをけいはんなオープンラボを通して、企業や大学と連携して開発した。 ・ 関連委託研究と自主研究の役割分担、緊密な連携による効率的な技術開発を実施した。 ・ ユーザの非言語表現抽出は、ユニバーサルコミュニケーションに有効であり、国際会議INTERSPEECH2010をはじめとする展示機会において、システムの運用展示を実施し、有効性の検証を実施した。 ・ 線・面・空間の異種通信媒体にまたがる新たなネットワークアーキテクチャの実現に有効である。 ・ ロボカップ家庭用ロボット部門にて、家事動作の模倣学習が評価され、優勝した。 ・ ホームネットワークアーキテクチャに関する190勧告について、改訂作業を提案し、ITU-TにおけるNICT主導の議論の結果、改訂勧告が成立した。 ・ NICTが行った2次元通信のシステム試作、シート上の位置検出の原理モデル、電力供給は、世界でも実施例がない。	ユニバーサル・プラットフォーム技術に関する研究開発業務について、貴委員会の平成21年度業務実績の評価では、「<u>ユーザ適応化技術と地域適応型通信基盤技術の両分野において、中期目標に掲げられた項目は、ほぼ達成されてはいるものの、両者の成果に関しての関係性・相関性についての国民目線での平易な説明が望まれる</u>」等の指摘がされている。 一方、平成22年度業務実績の当該項目の評価結果等をみると上記指摘事項に対する改善状況が業務実績報告書及び評価結果において必ずしも明らかになっていない。 今後の評価に当たっては、評価の実行性を高めるため、過去に指摘を行った事項について、適切に改善が行われているかどうかを明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

14

日本貿易保険(経済産業省)

○目標を達成するために必要な取組を促すような評価が必要

経済産業省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目:サービスの向上 【評価結果: B】(質・量の両面において概ね中期計画を達成)(評定理由) W E B サービス対応やアジア輸出信用機関との再保険ネットワークの拡充、関係金融機関との連携強化、中小企業輸出代金の流動化等によるサービス向上を着実に進めた。 信用保険事故が高水準で推移したにもかかわらず、<u>支払保険金に係る査定期間を平均35日間(目標は平均50日)に抑えるなど、迅速化に係る目標については、やむを得ない事情があった一つ(全件60日以下)を除き達成した。</u> こうした点を踏まえ、今年度評価はBとする。 (平成22年度の実績及び評価(評定がBとなる基準と異なる理由)) ○ 意思決定、業務処理の迅速化に係る目標については、概ね達成した。信用保険事故(86件)は、前年度(88件)とほぼ同数と高水準で推移したが、平均査定期間(35日)も前年度(34件)並で目標(50日以内)を達成した。ただし、<u>支払保険金に係る査定期間について、被保険者がエビデンスを入手するために時間を要したこと等により、60日を上回る案件が一部あった。</u> ・ 支払保険金に係る平均査定期間 (目標:全件60日以下→86件中25件未達成、平均50日以下→35日と目標を達成)	<u>保険金査定業務</u>については、現行中期目標において、信用リスクに係る保険金の補正期間を含めて<u>査定期間を60日以下とするの目標水準</u>が定められている。 当該業務に関する貴委員会の評価結果をみると、査定期間が60日以下で処理できなかった未達成案件は、平成21年度(88件中38件)に引き続き、86件中25件となっているが、その未達成の理由について被保険者がエビデンスを入手するために時間を要したというやむを得ない事情によるものとの認識を示すにとどまっている。 今後の評価に当たっては、保険金査定の事務処理の一層の迅速化を図るため、<u>目標を達成するために必要な取組を促すような評価を行うべきである。</u>

15

原子力安全基盤機構(経済産業省)

○職員の意識改革のみならず、業務全般の抜本的な見直しを促すような評価が必要

経済産業省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
評価項目:業務運営の効率化 【評価結果:A】(法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現) (評定理由) ➢ 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に際しては、緊急事態支援のための人員配置の調整や予算の組み替えを柔軟に行うなど、独法のメリットである機動的・弾力的な組織運営を図ることで、原子力安全・保安院等の緊急要請に対して、迅速に対応している。 ➢ 業務経費等の削減を図る観点から、物品及び役務の調達等については、平成21年度以降、一般競争入札への移行を積極的に推進することで、随意契約割合は順調に減少している。同時に、一者応札の割合や落札率の低減に向けた取り組みも積極的に行われており、着実にその成果が得られている。給与水準及び総人件費についても、同様に低減に向けた取り組みが計画的に行われており、総人件費に関する目標は十分に達成された。 ➢ 常時、非常時ともに理事長のリーダーシップが発揮され、各部門間での相互点検の仕組みも機能し、内部統制については既に一定のレベルに達している。また、検査等業務のみならず、全業務にQMSを推進しており、業務の質の向上に向けた継続的改善が図られている。 以上のことから、質又は量の観点から中期計画を上回るものであり、A評価が妥当である。	貴委員会の評価結果をみると、「3. 業務運営の効率化」において、「常時、非常時ともに理事長のリーダーシップが発揮され、各部門間での相互点検の仕組みも機能し、内部統制については既に一定のレベルに達している。また、検査等業務のみならず、全業務にQMSを推進しており、業務の質の向上に向けた継続的改善が図られている」としている。 しかしながら、<u>多発する検査ミスを始め、国民の信頼を失墜する重大な事象が発生しており、本法人の内部統制が一定レベルに達したとは、到底言い難い。</u> 今後の評価に当たっては、本法人が原子力の安全基盤を確立するために設立されたという趣旨に鑑み、<u>本法人職員の意識改革のみならず、検査業務を含む全業務に関する実施及び管理の在り方について抜本的な見直しを促すような評価を行うべきである。</u>

16

国立大学法人及び大学共同利用機関法人

○不正事案の発生原因を踏まえた各法人による取組の有効性に関する評価が必要

国立大学法人評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
- 個別の法人に対する評価結果例 「預け金」等の不正経理防止のため、教員発注に係る実態調査を実施するとともに、取引業者に対してもアンケート調査を実施している。(名古屋工業大学) - 過年度において研究費の不適切な経理処理があったことについては、その原因究明及び再発防止に向けて徹底的な調査を行い、必要に応じて「教育研究資金不正防止計画」の見直しを行うなど、積極的な取組を実施するとともに、その取組を社会に向けて情報発信することが求められる。(東京工業大学) - 事務職員が教育研究目的以外の品目を勝手に発注し、納品させた物を領得するという研究費の不正使用(私的流用)が行われていたことから、すべての物品購入作業を職員一人に任せることなく、予算管理者である教員による購入物品確認の徹底など、再発防止に向けた取組が求められる。(宮崎大学)	各法人は、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月研究活動の不正行為に関する特別委員会報告)なども参考に公的研究費の不正使用の防止に取り組んでおり、貴委員会は、公的研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の整備状況及び運用状況について評価を行っているが、<u>最近においても複数の法人において公的研究費の不正使用が指摘されている。</u> 今後の評価に当たっては、<u>指摘された公的研究費の不正使用の発生原因を検証した上で、各法人における公的研究費の不正使用を防止するための取組について、その有効性の観点から評価を行い、引き続き必要な改善を促すべきである。</u>

17

(参考1) 平成22年度の業務実績評価対象独立行政法人(104法人)

【内閣府所管】4法人 国立公文書館 北方領土問題対策協会 ○沖縄科学技術研究基盤整備機構 国民生活センター 【総務省所管】4法人 情報通信研究機構 統計センター 平和祈念事業特別基金 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 【外務省所管】2法人 国際協力機構 国際交流基金 【財務省所管】4法人 酒類総合研究所 造幣局 国立印刷局 日本万国博覧会記念機構 【文部科学省所管】23法人 国立特別支援教育総合研究所 大学入試センター 国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館 国立科学博物館 物質・材料研究機構 防災科学技術研究所 放射線医学総合研究所 国立美術館 国立文化財機構	教員研修センター 科学技術振興機構 日本学術振興会 理化学研究所 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター 日本芸術文化振興会 日本学生支援機構 海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構 大学評価・学位授与機構 国立大学財務・経営センター 日本原子力研究開発機構 【厚生労働省所管】20法人 国立健康・栄養研究所 労働安全衛生総合研究所 勤労者退職金共済機構 ○高齢・障害者雇用支援機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 労働政策研究・研修機構 ○雇用・能力開発機構 労働者健康福祉機構 国立病院機構 医薬品医療機器総合機構 医薬基盤研究所 年金・健康保険福祉施設整理機構 年金積立金管理運用 国立がん研究センター	国立循環器病研究センター 国立精神・神経医療研究センター 国立国際医療研究センター 国立成育医療研究センター 国立長寿医療研究センター 【農林水産省所管】13法人 農林水産消費安全技術センター 種苗管理センター 家畜改良センター 水産大学校 農業・食品産業技術総合研究機構 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 国際農林水産業研究センター 森林総合研究所 水産総合研究センター 農畜産業振興機構 農業者年金基金 農林漁業信用基金 【経済産業省所管】11法人 経済産業研究所 工業所有権情報・研修館 日本貿易保険 産業技術総合研究所 製品評価技術基盤機構 新エネルギー・産業技術総合開発機構 日本貿易振興機構 原子力安全基盤機構 情報処理推進機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構 中小企業基盤整備機構 【国土交通省所管】20法人 土木研究所 建築研究所 交通安全環境研究所 海上技術安全研究所 港湾空港技術研究所 電子航法研究所 航海訓練所 海技教育機構 航空大学校 自動車検査 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構 水資源機構 自動車事故対策機構 空港周辺整備機構 海上災害防止センター 都市再生機構 奄美群島振興開発基金 日本高速道路保有・債務返済機構 住宅金融支援機構 【環境省所管】2法人 国立環境研究所 環境再生保全機構 【防衛省所管】1法人 駐留軍等労働者労務管理機構
---	---	---	--

(注) 沖縄科学技術研究基盤整備機構は、平成23年11月に解散(大学法人へ移行)。雇用・能力開発機構は、平成23年10月に解散。高齢・障害者雇用支援機構は、平成23年10月から高齢・障害・求職者雇用支援機構に名称変更。法人の名称に含まれる「独立行政法人」は省略。

18

(参考2) 参考となる独立行政法人の取組①(内部統制の充実・強化)

独立行政法人名 (主務省)	取組の概要
国立重度知的障害者 総合施設のぞみの園 (厚生労働省所管)	- 平成21年度において見直しを行った「阻害要因一覧」をもとに、平成21年度と同様にリスクの評価にかかるアンケート調査を実施し、法人リスクの対応状況、影響度及び発生可能性の評価を行い、その結果に基づき、優先対応リスクの選定及びリスク対応計画の見直しの検討を行った。 - 平成22年度優先対応リスクの選定については、利用者の福祉サービスの質の向上にかかる阻害要因のうち、既にリスク対応している3つの阻害要因が、評価の結果で最も高いと認識されたことから、理事長の承認のもと、引き続きリスク対応を継続して取組を行った。 - リスク対応計画の見直しについては、内部統制向上検討委員会において、取組の進捗状況、取組結果の把握を行い、リスクへの対応状況、分析・評価を行い、その結果を理事長に報告を行うとともに、継続してリスク対応の取組を行うよう指示している。
鉄道建設・運輸施設 整備支援機構 (国土交通省所管)	理事長を委員長とし全役員が参画する内部統制委員会を開催し、平成21年度に策定した基本理念及び行動指針を、地方機関を含めて役職員へ確実に周知するべく、以下の取組を実施した。 - カードサイズに印刷して全ての役職員へ配布 - 希望する職員に対しては、名刺の裏面に印刷 - A1判に印刷したものを本社の主要な執務室並びに各支社・建設局の支社長・局長室に掲示

参考となる評価委員会における取組②（内部統制の充実・強化）

評価委員会名	評価結果の概要
経済産業省独立行政法人評価委員会	（製品評価技術基盤機構） 試験問題の誤りや認定資料の紛失等が発生した。内部統制の強化を図るべく、情報共有化や規程・対応マニュアルの整備を検討されているが、あてはまらないことであり、組織全体の課題として対応策を全職員の腹に落とし込むことが重要。 今回の事例では「頭では分かっている」ことが実現できていないことが明らかになった。それを踏まえた組織文化検証PTでは、適切な改善策が打ち出されているが、肝腎なことは、当たり前のことを当たり前に行うという、やさしそうで難しい課題をどう定着させるかである。そのためにも理事長以下の日常的なアプローチと併せ、組織内の「気楽なコミュニケーション」を大事にして欲しい。
日本司法支援センター評価委員会	支援センターでは、（中略）把握されたリスク評価を踏まえた内部統制用の項目別チェックリストを策定し、あらかじめこれを全地方事務所・地域事務所に配布して自己点検に役立たせるとともに、内部監査の際、項目別チェックリストをフォローすることによって現場における課題を洗い出し、改善に役立てるという業務のサイクルが確立されており、各課題について制度的な対応を行っていることが認められる。適切な取組であるが、他方で、このようなサイクルを合理的に機能させるために必須な業務執行部門から独立した内部監査体制の整備が、支援センターの組織規模から見るといまだ不十分であることが認められ、その実効性についての疑念が残った。既に、内部監査に専従する常勤職員1名を増配置し、実地監査の対象数も増やすなど、監査の質・量について充実・強化を図ったことは認められるが、更なる取組を求めたい。

20

（参考3）意欲的な取組事例①（独立行政法人の業務運営）

独立行政法人名 （主務省）	取組の概要
情報通信研究機構 （総務省所管）	本法人は、平成22年度予算実施計画において、一般管理費を圧縮して配賦するとともに、プロジェクト原価計算処理を行うことにより、費用認識と節約意識の向上を図る等の取組を行った。その結果、平成22年度決算額において、17年度決算比15.1%の効率化を行い、年度計画の目標を達成した。
国立病院機構 （厚生労働省所管）	本法人は、各年度の経常収支率について、主務大臣が指示・認可する中期目標・中期計画において100%以上とするものとされたことを受け、年度計画では、平成21年度については102.5%、22年度については105%と、100%を超える具体的な目標を掲げ、積極的な経営改善に努めている。その結果、平成21年度は、経常収支388億円、経常収支率104.9%、22年度は、経常収支583億円、経常収支率107.1%の業績となっている。

21

意欲的な取組事例②(府省評価委員会の評価業務)

評価委員会名	取組の概要
外務省独立行政法人評価委員会	本評価委員会は、平成22年3月に、所管法人ごとの評価を行う分科会のほか、所管法人共通の事項を評価するため「コンプライアンス部会」を設置し、契約監視委員会との連携の下、契約の点検・見直しを評価するとともに、監事及び監査室と連携して法人のガバナンスを評価することとし、委員会における評価・チェック機能の強化を図っている。
文部科学省独立行政法人評価委員会	本評価委員会は、より分かりやすく、かつ法人の業務運営にとっても有益な評価となるよう、平成22年度業務実績に関する評価から、所管25法人の評価フォーマットを統一し、i) 評価に用いる指標の明確化、ii) 中期目標の達成に向けた分析、iii) S評定の根拠の明確化、iv) 政策評価・独立行政法人評価委員会の示す「評価の視点」等を踏まえた評価作業の効率化に取り組んでいる。 また、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する評価に当たっては、i) 評価単位について、中期目標において一つのまとまりをもって記載されている事業単位として、その明確化を図るとともに、ii) 評価の対象とした事業の内容と達成目標や、iii) 評価項目ごとのインプット指標（投入した資金、人員、労力等）を記載することとするなど、費用対効果の観点を取り入れて評価内容の充実を図っている。

22

(参考4) 被災地支援(法人における取組例)

独立行政法人名 (主務省)	取組の概要
情報通信研究機構 (総務省所管) 宇宙航空研究開発機構 (文部科学省所管)	○ (独) 情報通信研究機構 (NICT) と (独) 宇宙航空研究開発機構 (JAXA) は、災害対策支援として超高速インターネット衛星「きすな」(WINDS) を用いたブロードバンド環境を構築。具体的には、NICTについては、3月15日より気仙沼市(消防本部)と東京消防庁(本庁作戦室)の間で「きすな」を利用したハイビジョンTV会議を実施可能とし、現地活動の支援に必要なリアルタイムの情報共有に役立てられている。また、JAXAについては、岩手県庁(災害対策本部)と釜石市(現地対策本部)に「きすな」の可搬型アンテナを設置し、3月20日、ブロードバンド回線が開通し、災害情報の共有・発信にハイビジョンTV会議・IP電話・無線LANなどの利用を可能とした。 ○ このほかにも、NICTとJAXAでは、保有する施設・設備、能力を活用した種々の災害対策支援を実施。
水産大学校 (農林水産省所管)	○ 練習船「耕洋丸」の第25次航海(下関出港4/7~4/30下関帰港)において、実習の一環として岩手県の被災地及び被災した水産高校への支援物資運搬、被災者への船内風呂・食事の提供等の支援を実施。(これらの活動にボランティアとして学生が参加)
水資源機構 (国土交通省所管)	○ 震災により霞ヶ浦用水の送水が停止したことで、茨城県桜川市の水道が断水したため、機構が所有していた可搬式海水淡水化装置を現地まで搬送した上で、機構職員が直営により装置を運転し、給水活動を実施。その結果、桜川市水道課を通じて市民及び病院等へ9日間で約115m³(約3万8千人分の飲料水相当)を給水。など

23

(参考5) 政策評価・独立行政法人評価委員会について

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は(中略)各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(注)上記の審議会とは、政策評価・独立行政法人評価委員会を指します。

政策評価・独立行政法人評価委員会

- 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)は、総務省に設置されている審議会です。
- 独立行政法人の評価や見直しに関しては、通常の審議会と異なり、大臣からの諮問を受けて審議・答申するのではなく、委員会自らが主体となって評価活動や勧告などを行います。
- 政独委の下に、政策評価分科会と独立行政法人評価分科会が設置されており、独立行政法人の見直しは後者が担当しています。さらに、独立行政法人評価分科会の下には、5つの府省別ワーキング・グループが置かれています。

政策評価・独立行政法人評価委員会委員等名簿

(平成23年11月1日現在)

委員長 同業之		住友商事㈱代表取締役会長	
【独立行政法人評価分科会】			
分科会長	阿曾 昭 元	順天堂大学客員教授 浅田会がん医療グループ代表	
委員	山 本 清 子	順三豊総合研究所所長兼研究員	
	山 本 清	東京大学大学院教育学研究科教授	
	森 泉 陽 子	神奈川大学経済学部教授	
常務委員	早 田 公 一 郎	早稲田大学政治経済学術院教授	
	浅 羽 隆 史	白鴎大学法学部教授	
	荒 張 健	公認会計士	
	石 田 晴 美	文教大学情報学部准教授	
	稲 庭 裕 昭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授	
	梅 里 良 正	日本大学医学部准教授	
	岡 本 義 朗	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社専任研究員	
	梶 川 融	太陽ASO有限責任監査法人総括代表社員(CEO)	
	川 合 真 紀	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 独立行政法人理化学研究所理事	
	河 野 正 男	横浜国立大学名誉教授	
	河 村 小 百合	順日本総合研究所調査部主任研究員	
	木 村 縁 恵	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
	柴 忠 義	北里大学理事長・学長	
	鈴 木 豊	青山学院大学大学院教授 会計プロフェッション研究科教授	
	瀬 川 浩 司	東京大学先端科学技術研究センター教授	
	園 田 智 昭	慶応義塾大学商学部教授	
	高 木 佳 子	弁護士	
	玉 井 亮 哉	東京大学先端科学技術研究センター教授	
	野 口 貴 公 美	中央大学法学部教授	
	宮 内 忍	公認会計士	
	宮 本 幸 治	日本ユーティリティサブウェイ㈱代表取締役社長	
山 谷 清 志	同志社大学政策学部教授		
		【政策評価分科会】	
分科会長	谷 藤 悦 史	早稲田大学政治経済学術院教授	
委員	藤 井 真 理 子	東京大学先端科学技術研究センター教授	
	森 泉 陽 子	神奈川大学経済学部教授	
		(略)	



分科会審議



委員による現地視察

**平成22年度における厚生労働省所管独立行政法人の
業務の実績に関する評価の結果等についての意見（抄。備考付）**

（目次）	
1 所管法人共通（内部統制の充実・強化）	1
所管法人共通（基本方針への対応）	1
所管法人共通（震災関連）	2
2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	3
3 国立高度専門医療研究センター	4

【1 所管法人共通】

総務省政・独委意見	備考
（内部統制の充実強化） 1 内部統制に関する評価の状況 （1）（略） （2）貴委員会の評価結果における言及状況 貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況をみると、平成21年度業務実績の評価結果に引き続き、厚生労働省が所管する全ての法人において、貴委員会の見解が言及されていた。 今後、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。 （基本方針への対応等） 平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置（以下「措置事項」という。）が示されたところである。 また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。 こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど一定のフォローアップが行われている。 このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求	○ 所管する全ての法人において、当省評価委員会の見解が言及されており、今後も内部統制の充実・強化に資する評価が求められたもの。 ○ 基本方針に基づく23年度以降の措置事項のフォローアップ、行政刷新会議で検討されている独立行政法人の組織・制度の見直しの結論も踏まえ、今後評価することが求められたもの。

められる。 また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。 (震災関連) 平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立行政法人等はその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実績を対象に評価することにもなる。 このため、次年度の評価については、①被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、②震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、震災との因果関係等について、それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。	○ 震災の影響については、 ①被災者支援及び復旧等の場合、法人本来のミッションによるものであるか。 ②震災の影響で未達成となった業務の場合、震災との因果関係を精査した上で、厳格な評価をすることが求められたもの。
---	--

【2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構】

総務省政・独委意見	備考
・ 医薬品の承認審査事務については、平成21年度及び22年度の当委員会の意見として、貴委員会に対し、「目標未達の場合における要因分析と改善策を法人に明らかにさせた上で、法人の取組について厳格に評価を行うべきである。」との指摘を行っている。 貴委員会の評価結果をみると、「総審査期間（中央値）については、新医薬品の優先品目は目標10か月に対して実績9.2か月、通常品目は目標16か月に対して実績14.7か月などいずれも目標を大きく上回っている」ことをもって「S」評定（中期計画を大幅に上回っている）としている。しかしながら、新医薬品の通常品目の審査期間のうち申請者側期間については、平成22年度目標の5か月に対して実績が6.4か月と目標値を下回っているにもかかわらず、法人において目標未達要因の分析や改善策が明らかにされておらず、このことに対する貴委員会の言及もない。 今後の評価に当たっては、総審査期間だけでなく、申請者側期間や行政側期間それぞれの目標の達成状況を確認し、実績が目標値を下回った場合には、その要因分析及び改善策を明らかにさせた上で、法人の取組について厳格な評価を行うべきである。	○ 医薬品の承認審査業務については、一昨年度、昨年度の2次意見においても検証が不十分であると指摘されている。 今回の評価についても申請者側期間が目標を下回ったことに対して検証が十分に行われているとは言い難いと指摘されたものである。 次年度の評価においては、総審査期間だけでなく、申請者側期間、行政側期間それぞれの達成状況を確認し、目標を下回った場合は、要因分析・改善策を明らかにした上で、厳格な評価をすることが求められたものである。

【3 国立高度専門医療研究センター】

総務省政・独委意見	
- 法人共通の評価項目（「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームによる診療」及び「経常収支率」）について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。 今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである（国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター）。 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供」に関する評価項目においては、中期計画の初年度で、中期目標期間中の達成を目指した年平均目標値を大幅に上回る実績を上げている例がみられる。 今後の評価に当たっては、当該事例について、客観的かつ厳格に中長期的な目標管理型評価が実施できるよう、過去の実績等を踏まえた適切な目標値を設定させた上で、厳格な評価を行うべきである（国立精神・神経医療研究センター及び国立成育医療研究センター）。 「その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供」に関する評価項目については、法人ならではの取組として「海外渡航者に対するワクチン接種やミャンマー難民への受入協力、総合感染症に関する研修」を実施したことをもって、「S」評定（中期計画を大幅に上回っている）としているが、中期計画において、目標達成度を測るべき定量的な指標が明らかでないため、中期計画を大幅に上回る実績を単年度で確実に上げたと言えるかどうか不明である。 今後の評価に当たっては、法人で実施すべき取組に係る適切な指標を設定させた上で、	○ 6法人共通する評価項目について、中期計画又は年度計画における定量的な数値目標を設定していない法人があり、年度計画等で設定した上で、評価を行うことが求められたもの。 ○ 中期計画の初年度で、中期期間中の目標値を大幅に上回る評価項目があるため、今後、年度計画等で過去の実績等を踏まえた適切な目標値を設定した上で、厳格な評価をすることが求められたもの。 ○ 中期計画において、目標達成度を測る定量的な指標が明らかでない評価項目（海外渡航者へのワクチン接種、ミャンマー難民受入れ等）について、適切な指標を設定した上で、評定の考え方や根拠等を明確にした上で厳格な評価をすることが求められたもの。

評定の考え方や根拠等を明らかにした厳格な評価を行うべきである（国立国際医療研究センター）。 - 経常収支率については、中期計画において、中期目標期間中の5年間を累計し100パーセントとなるよう取り組むこととされている。他方、年度計画をみると、目標値を100パーセントに設定せず、100パーセント未満の水準としている法人がみられる。 これらの法人における経常収支率に関する貴委員会の評価結果をみると、目標値を100パーセント未満に設定している理由やその妥当性も明らかでない中、実績が100パーセントに未達であったものの、目標値を上回っていることを理由に「A」評定（中期計画を上回っている）としている。 今後の評価に当たっては、経常収支率について、客観的かつ厳格に年度ごとの目標管理型評価が実施できるよう、中期目標期間終了時までの各年度における目標値及びその根拠・考え方を明らかにさせ、その妥当性を検証した上で、厳格な評価を行うべきである（国立循環器病研究センター及び国立国際医療研究センター）。 - 法人共通の評価項目である「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評定が区々となっている。 今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである（国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター）。	○ 目標値を100パーセント未満に設定している年度計画について5年間累計で100パーセントとしている中期計画に照らした妥当正等が明らかにされないまま目標を上回ったことにより「A」評定とされている。 今後においては、中期目標期間終了までの各年度における目標値、根拠等を明らかにした上で、厳格な評価をすることが求められたもの。 ○ 6法人に共通するの評価項目である「業績評価制度の導入」について、大きな違いがないにもかかわらず、評定が一定していないとの指摘である。 今後においては、評価書が提出された時点で、自己評定のチェック調整等を徹底した上で評価を行うことが必要である。
---	--